

福岡県医発第2148号(地)

平成20年 2月29日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

会計検査院「会計実地検査の結果について」において指摘のあった
介護給付費の不適切な支払いの実態について

標記の件につきまして、会計検査院が行った実地検査の結果、4県の5事業者において、別紙の事例が認められた旨、福岡県介護保険課長より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

なお、各指定通所リハビリテーション事業所には、介護保険課より直接通知されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽
次期担当理事 名取一幸





(公印省略)

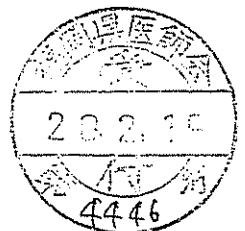
19介第 5219号
平成20年2月14日

福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部介護保険課長
(指導係)

会計検査院「会計実地検査の結果について」において指摘のあった介護
給付費の不適切な支払いの事態について

このことについて、別添（写）のとおり関係事業者に通知しましたので、お知らせ
します。





(公印省略)

19介第 5219号

平成20年2月14日

各指定通所リハビリテーション事業所管理者 殿

福岡県保健福祉部介護保険課長
(指導係)

会計検査院「会計実地検査の結果について」において指摘のあった介護
給付費の不適切な支払いの事態について

会計検査院が行った実地検査の結果、4県の5事業者において、別紙の事例が認め
られたと厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。

貴事業所において、同様の事例がないよう御留意いただくとともに、万一、事例が
認められた場合には、過誤調整を行ってください。

会計検査院の実地検査における介護給付費の不適切な支払が認められた事例

要介護者が併設の診療所等で一般診療を受診する等により、1日のサービス提供時間が6時間を下回っていた実態があったにもかかわらず、6時間以上8時間未満の区分により算定するなどして介護給付費を請求していたもの

- 指定通所リハビリテーション事業所においては、要介護者等に通所リハビリテーションサービスを提供したときは、算定基準等によると、1日のサービスの所要時間の区分（3時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満、6時間以上8時間未満）に応じて定められた単位数等により、介護報酬を算定することになっている。

しかし、2業者では、要介護者等が併設の診療所等で一般診療を受診する等により、サービス提供時間が6時間を下回っていた実態があったにもかかわらず、6時間以上8時間未満の所要時間の区分により、介護報酬を算定するなどしていた。

医師等の員数が医療法に定められている員数に満たない場合は、翌月から1日当たりの単位数を減算しなければならないのに減算を行わずに介護給付費を請求していたもの

- 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所）においては、要介護者等に提供する介護療養施設サービスについては、1日あたりの単位数が定められている。そして、算定基準等によると、医師等の員数が医療法（昭和23年法律第205号）に定められている員数に満たない場合には、その翌月の介護報酬の算定において所要の1日当たりの単位数から85単位（18年3月までは75単位）を減算することになっている。

しかし、3事業者では、医師の員数が医療法に定められている員数に満たないにもかかわらず、上記の減算をしていなかった。



(公印省略)

19介第 5219号
平成20年2月14日

各介護療養型医療施設管理者 殿

福岡県保健福祉部介護保険課長
(指導係)

会計検査院「会計実地検査の結果について」において指摘のあった介護
給付費の不適切な支払いの事態について

会計検査院が行った実地検査の結果、4県の5事業者において、別紙の事例が認め
られたと厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。

貴施設において、同様の事例がないよう御留意いただくとともに、万一、事例が認
められた場合には、過誤調整を行ってください。

なお、医師、看護職員、介護職員の員数が基準未満である場合には、平成20年3
月31日までは、病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)(診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ))
を適用して減算することになりますが、平成20年4月1日以後は、介護療養型医療
施設としての指定が認められなくなりますので、併せてお知らせします。

貴施設においては、員数不足とならないように特段留意されるようお願いします。

会計検査院の实地検査における介護給付費の不適切な支払が認められた事例

要介護者が併設の診療所等で一般診療を受診する等により、1日のサービス提供時間が6時間を下回っていた実態があったにもかかわらず、6時間以上8時間未満の区分により算定するなどして介護給付費を請求していたもの

- 指定通所リハビリテーション事業所においては、要介護者等に通所リハビリテーションサービスを提供したときは、算定基準等によると、1日のサービスの所要時間の区分（3時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満、6時間以上8時間未満）に応じて定められた単位数等により、介護報酬を算定することになっている。

しかし、2業者では、要介護者等が併設の診療所等で一般診療を受診する等により、サービス提供時間が6時間を下回っていた実態があったにもかかわらず、6時間以上8時間未満の所要時間の区分により、介護報酬を算定するなどしていた。

医師等の員数が医療法に定められている員数に満たない場合は、翌月から1日当たりの単位数を減算しなければならないのに減算を行わずに介護給付費を請求していたもの

- 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所）においては、要介護者等に提供する介護療養施設サービスについては、1日あたりの単位数が定められている。そして、算定基準等によると、医師等の員数が医療法（昭和23年法律第205号）に定められている員数に満たない場合には、その翌月の介護報酬の算定において所要の1日当たりの単位数から85単位（18年3月までは75単位）を減算することになっている。

しかし、3事業者では、医師の員数が医療法に定められている員数に満たないにもかかわらず、上記の減算をしていなかった。

(参考資料)

介護療養型医療施設の療養環境減算

	減算Ⅲ(平成19年3月31日まで) △115単位 平成19年4月1日までに改善されなければ 介護療養型医療施設の指定を受けられない。	減算Ⅱ(平成20年3月31日まで) △85単位 平成20年4月1日までに改善されなければ 介護療養型医療施設の指定を受けられない。	減算Ⅰ △25単位
病院	次のいずれかに該当 ・食堂又は浴室が無い。 ・食堂が療養病床の入院患者 1人につき1㎡未満、かつ 療養環境改善計画が提出 されていない。	次のいずれかに該当 ・病室が1室5床以上 ・病室が1人当たり6.0㎡以上6.4㎡未満。 ・機能訓練室が40㎡未満 ・食堂が療養病床の入院患者 1人につき1㎡未満、かつ 療養環境改善計画が提出 されている ・医師、看護職員及び介護職員の員数不足	次のいずれかに該当 ・片廊下幅1.2m以上1.8m未満 ・中廊下幅1.6m以上2.7m未満
診療所	減算Ⅱ(平成19年3月31日まで) △100単位 平成19年4月1日までに改善されなければ 療養型医療施設の指定を受けられない。	減算Ⅰ(平成20年3月31日まで) △60単位 平成20年4月1日までに改善されなければ 介護療養型医療施設の指定を受けられない。	
	次のいずれかに該当 ・食堂又は浴室が無い。 ・食堂が療養病床の入院患者 1人につき1㎡未満、かつ 療養環境改善計画が提出 されていない。	次のいずれかに該当 ・病室が1室5床以上 ・病室が1人当たり6.0㎡以上6.4㎡未満。 ・食堂が療養病床の入院患者 1人につき1㎡未満、かつ 療養環境改善計画が提出 されている ・医師、看護職員及び介護職員の員数不足	存続が検討されている基準 ・片廊下幅1.2m以上1.8m未満 ・中廊下幅1.6m以上2.7m未満